

未来につなぐ相続登記 = 次の世代への思いやり

あなたは相続登記を済ませていますか？

近時、相続した不動産について相続登記がされていないケースが数多く存在していることが、東日本大震災からの復興に関連して報道されるなど、相続登記が社会的な関心を集めていることを御存知でしょうか？

相続登記が放置されているため、所有者の把握が困難となり、まちづくりのための公共事業が進まないなどのいわゆる所有者不明土地問題が顕在化しており、また、相続登記の未了は、適切な管理がされていない空き家が増加している大きな要因の一つであるとの指摘もされています。



未来につなぐ



子どものために

安全・安心な暮らし



防災・公共事業の推進



地域の活性化



地域のために

産業の推進



山林や農地の活用を図る

●土地や建物の不動産を所有していた方が亡くなられた場合には、「相続による所有権移転」の登記を不動産を管轄する法務局に申請することが必要です。
 ●相続人又は相続人から依頼を受けた司法書士(国家資格者)は、相続登記に必要な書類を作成又は取得し、法務局に提出することができます。
 ご依頼のご相談は香川県司法書士会へ (087-821-5701)